

# 青森県報

号外第九十八号

平成二十年  
十二月十七日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課)…  
選挙管理委員会

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局)…

## 規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十三号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次の

よつに改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(収納の事務の委託の基準)

第四条の三 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 地方税その他の地方公共団体の公金の収納の事務の委託を受けたことがあること。

二 徴収金の収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、その経営の状況が健全であると認められること。

三 収納した徴収金に関する情報を正確に記録し、及び遅滞なく知事に報告するための体制が整備されていること。

四 収納した徴収金を遅滞なく青森県指定金融機関に払い込むための体制が整備されていること。

五 収納した徴収金を適切に管理するための体制が整備されていること。  
第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金)  
第六条の二 条例第三十九条の二第三号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるものは、県内に事務所を有する法人又は団体に対する寄附金及び知事又は教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託の信託財産とするために支出された金銭とする。

第十三条の二第四項中「の各号」を削り、「申請書」の下に「に、東青地域県民局長が必要と認める書面を添付のうえ、当該申請書」を加え、同項に次の一号を加える。

五 その他東青地域県民局長が必要と認める事項  
第十三条の十一第四項中「の各号」を削り、「申請書」の下に「に、東青地域県民局長が必要と認める書面を添付のうえ、当該申請書」を加え、同項に次の一号を加える。

四 その他東青地域県民局長が必要と認める事項  
第十三条の十一第六項中「第四項各号」を「第四項第一号から第三号まで」に改め、「の各号」を削る。

第二号様式のその三を次のように改める。

その3 (個別納付に係る自動車税)

(表)

自動車税 納税通知書

様

次のとおり納めてください。

年度	年	月	日	東青地域県民局長 印
自動車登録番号				
税額	円			
納期限	年	月	日	

11.6cm

11.4cm

(裏)

- 1 賦課の根拠  
本税は、地方税法第145条及び青森県県税条例第150条の規定により賦課されたものです。
- 2 納付の場所  
青森県指定金融機関、委託を受けた者  
徴収金の収納の事務の委託を受けた者

3 延滞金  
納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に、延滞金の納付額に年14.6パーセント(ただし、当該1項第1号の規定により定められる日を控除する)の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して、算出した延滞金額が1,000円未満のときは、これを切り捨てます。

4 賦課について不服がある場合  
この賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に対知事に対して審査請求をすることができ、送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります)提起する。処分が取消しできないときは、①審査請求がなされた日から起算して30日以内、提起する。処分が取消しできないときは、②処分がなされた日から起算して30日以内、提起する。提起するときは、裁判の発令を要しない。提起するときは、裁判の発令を要しない。

第八号様式のその二を次のように改める。

その2 (未納がある場合の自動車税)

(表)

自 動 車 税 減額通知書

※

先に記載した自動車税を次のとおり減額します。

減額後の未納額を並やみに納めてください。

年度	自動車登録番号	年	月	日	青森県税務局長 印
元に記載した税額 (円)					
減額する税額 (円)					
差引減額後の税額 (円) (1)					
減額理由					

減額後の未納額	税 額	月	日	現在	延滞金	円	円
---------	-----	---	---	----	-----	---	---

11.4cm

17.5cm

( 趣 )

この家類について不届がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に知事に対して審査請求をすることができ、この家類の取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6月以内に異を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分取消の訴えは、前記の審査請求に対する裁決を既成と認めておかない限り提起することができ、①審査請求があつた日から3月を経過しても撤決がないとき、②処分、処分取消の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を認めないことにつき正当な理由があるときは、裁決を認めないでも処分取消の訴えを提起することができます。

第十四号様式のその一中「その一（平仮名）」を削り、同様式のその二を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十一年一月五日から施行する。ただし、第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に一条を加える改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県条例施行規則第二号様式のその三の規定により調製した納税通知書の用紙及び同規則第八号様式のその二の規定により調製した減額通知書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十四号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三章 政治資金規正法又は政党助成法に基づく報告書等の閲覧（第百六十三条）」を、「第二十三章 政治資金規正法又は政党助成法に基づく報告書等の閲覧等（第百六十三条）」に、「第百六十三条 報告書等の閲覧」を、「第百六十三条 収支報告閲覧対象文書等の閲覧等」に改める。

第百三十四条の五第一項中「ピラ作成証明書を、」の下に「使用又は作成の実績に基づき作成し、」を加え、同条第二項中「前項に」を「第一項に」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第十

三条第一項第四号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第三百二十四条の六第一項中、「(燃料供給業者、ポスター作成業者又はビラ作成業者にあつては当該証明書のほか第百三十四条の三第二項の確認書)」を、「(当該証明書のほか、燃料供給業者にあつては第百三十四条の三第二項の確認書及び前条第二項に規定する書面の写し、ポスター作成業者又はビラ作成業者にあつては第百三十四条の三第二項の確認書)」に改める。

第二十三章の章名中「閲覧」を「閲覧等」に改める。  
第六十三条の見出しを「(収支報告閲覧対象文書等の閲覧等)」に改め、同条第一項中、「(収支報告書等の保存及び閲覧)」を「(収支報告書等の保存及び閲覧等)」に改め、「第二項」の下に「の規定による報告書、書面又は政治資金監査報告書(以下「収支報告閲覧対象文書」という。)(のうち県委員会において受理したもの)」を加え、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同条に次の五項を加える。

5 政治資金規正法第二十条の二第二項の規定により、県委員会の受理した収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者(以下この条において「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「交付請求書」という。)を県委員会に提出しなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年

三 求める写しの交付の方法

四 写しの送付の方法による収支報告閲覧対象文書の写しの交付を求める場合にあつては、その旨

6 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

7 県委員会は、政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあつた日から三十日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

8 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

9 政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて第七項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第七項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による交付を行う。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 この項を適用する旨及びその理由  
二 残りの収支報告閲覧対象文書について第七項の規定による交付をする期限  
第百八十号様式の二その一備考2中「添付添付書」を「添付添付書」に改め、同様式その一備考2の次に次のように加える。

3 「契約代」にあつては、単面契約を締結した場合には、2の「契約内容」欄の「契約金額」に契約単価を、「備考」欄に燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

第百八十号様式の三その一「3」確認申請金額 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 に改め、同様式その4 確認申請金額 円」を

一備考3を同様式その一備考4とし、同様式その一備考2の次に次のように加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約用に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

第百八十号様式の四その一「3 確認金額 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 に改め、同様式その4 確認金額 円」を

一備考2中「添付してください。」の次に「なお、公費の支払いの請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。」を加える。  
第百八十号様式の四その三「143条」を「142条」に改める。

第百八十号様式の五ヤの「使用する」を「使用した」に改め、同様式その一備考一中「この証明書は、」の次に「使用の実績に基づいて、」を加え、第百八十号様式の五ヤの「使用する」を「使用した」に改め、

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日	リ	円	

を

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

燃 料 供 給 年	燃 料 供 給 日	燃 料 の 供 給 を 受 け た 選 挙 運 動 用 自 動 車 の 自 動 車 登 録 番 号	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備 考
	年 月 日		リ	円	

に

改め、同様式その二備考一中「この証明書は、」の次に「使用の実績に基づいて、」を加え、「別々に作成し、」の次に「給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、」を「戻す」同様式その二備考一中「この証明書」の次に「及び給油伝票の写し」を加え、同様式その二備考二を同様式その二備考四と、同様式その二備考三を同様式その二備考五と、同様式その二備考四を同様式その二備考六と、同様式その二備考一の次に次のように加える。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第百八十号様式の五ヤの「使用する」を「使用した」に改め、同様式その三備考一中「この証明書は、」の次に「使用の実績に基づいて、」を加え、同様式その三備考二を同様式その三備考三と、同様式その三備考三を同様式その三備考四と、同様式その三備考四を同様式その三備考五と、同様式その三備考五を同様式その三備考六と、同様式その三備考一の次に次のように加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

第百八十号様式の六ヤの「作成する」を「作成した」に改め、同様式その一備考一中「この証明書は、」の次に「作成の実績に基づいて、」を加え、

第百八十号様式の六ヤの「作成する」を「作成した」に改め、同様式その二備考一中「この証明書は、」の次に「作成の実績に基づいて、」を加え、

第百八十号様式の六ヤの「5 銀行名、口座名及び口座番号」を「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード

預 金 種 別	口 座 番 号
ふ り が な	
口 座 名	

なお、回覧ダイヤの「自動車燃料代確認書」の次に「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し」を必ず回覧ダイヤの次に添付してください。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

様目へ十位単位以下の円を

販売年月日	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円 1 円 ( ) × ( ) =	/	/	
年 月 日	円 1 円 ( ) × ( ) =	/	/	
計	円	円	円	

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日		円 1 円 ( ) × ( ) =	/	/	
年 月 日		円 1 円 ( ) × ( ) =	/	/	

計	円	円	円
---	---	---	---

なお、回覧ダイヤの「選挙」の次に次のように添付してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様目へ十位単位以下の円を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
金融機関コード	支店コード
預金種別	口座番号
ふ り が な	
口 座 名	

なお、

様目へ十位単位以下の円を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
金融機関コード	支店コード
預金種別	口座番号
ふ り が な	
口 座 名	

改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。ただし、目次、第二十三章の章名及び第百六十三條（見出しを含む。）の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一錢